

### 【アメリカ】住宅経済救済法成立

サブプライムローンの問題に端を発した住宅や経済の緊急対策のための、「住宅経済救済法」(Housing and Economic Recovery Act of 2008)が、2008年7月30日に大統領の署名を経て成立した(P.L.110-289)。低所得者向けサブプライムローンによる住宅差し押さえの可能性のある40万世帯を対象に、連邦住宅庁による最大で3,000億ドルまでの住宅ローン保証、不良債権の増加の防止、政府系住宅金融機関である、連邦住宅抵当金庫(ファニーメイ)、連邦住宅貸付抵当公社(フレディーマック)への資本注入を可能とする、などが主要な内容となっている。連邦議会が夏休みの休会に入る前に成立させるため、上院では土曜も審議を行った。ブッシュ大統領も法案の早期成立を望んでいた。その後も、両政府系住宅金融機関の経営は悪化を続け、同法に基づき、政府の管理下に置かれることと、今後10億ドルずつの資本注入が行われることが、9月7日に発表された。

(廣瀬 淳子・海外立法情報調査室)

### 【アメリカ】高等教育再授権法成立

2008年8月14日に高等教育再授権法が、ブッシュ大統領の署名を経て成立した(P.L.110-315)。1998年高等教育法(P.L.105-244)を10年ぶりに包括的に改正する法律である。同法の目的は、大学の授業料の高騰に対する対策として学生等の負担の軽減を図ることと、昨年からの問題となっていた民間の教育ローンをめぐるスキャンダルの再発防止である。主要な内容は、民間の学費ローンへの規制の強化、教育省が大学等の授業料や費用、利用可能な連邦の助成金や教育ローンを一覧できる公的なHPを立ち上げること、州政府の高等教育への投資が過去5年間の平均以下の場合の制裁策の導入、大学が連邦高等教育基金をロビイング活動に使用することの禁止、ペル奨学金の増額、奨学金返済の減額、等となっている。連邦議会では超党派の支持があった。大統領は特定の条項に反対を表明していたが、法案に署名した。大学や州政府も、負担の増加等には反対していた。

(廣瀬 淳子・海外立法情報調査室)

### 【アメリカ】オフショア石油採掘禁止法案及び大統領令の解除

内務省歳出予算法の一部として立法化され続けてきた大陸棚石油採掘禁止が、2008年9月30日で期限切れとなる。ブッシュ元大統領による採掘禁止の大統領令は、既に7月14日解除されており、ブッシュ現大統領や共和党議員は禁止法延長阻止の構えである。大統領案では、海洋自然保護区採掘禁止は維持するが、懸案のアラスカ野生動物保護区の採掘承認が主張されている。近年の石油価格高騰で、国内資源開発による石油価格引下げを期待する世論も高まりつつある。環境保護派のオバマ大統領候補はじめ民主党は、解除反対の立場であり、マケイン共和党大統領候補は解除に積極的である。しかし、立場を変える民主党議員も出現しており、9月8日に下院自然資源委員会委員長(民主党)から共和党側に妥協した内容の禁止延長法案(H.R.6899)が提出された。法案はある程度、新たな地域での採掘を認める代わりに、再生可能エネルギー、代替燃料等の採用にインセンティブを与える政策を盛り込んだ内容であるが、共和党はあらゆる手段を用い、法案の阻止又は採掘範囲の拡大を求めている。9月16日、本案は236対189で下院を無修正通過した。

(井樋 三枝子・海外立法情報課)

## 【アメリカ】未成年の喫煙防止とタバコ規制に関する法案

18歳未満の喫煙規制やタバコ原材料の調査や規制に関する権限をFDA(食品・医薬品局)に付与する内容の法案(H.R.1108)が2008年7月30日、大統領の拒否権行使時にも再可決可能な3分の2の多数で下院を通過した。同日、大統領はこの法案への拒否権行使の可能性に言及した。その理由は、特定のタバコ製品が安全という印象を公衆に与えかねないこと、FDAによるタバコの葉の検査費用をタバコ会社に支出させる点、FDAの本来の管轄は食品と医薬品の安全性チェックでありタバコは該当しないこと等である。これらは上院のこの法案反対派の意見とほぼ同様である。上院の本案の支持者には、リード民主党上院院内総務、マケイン共和党大統領候補等の有力者も多いが、これらの有力者達は11月に大統領選挙等があるスケジュール上、現議会での上院通過は困難であると発言しており、この法案の上院通過は絶望視されている。

(井樋 三枝子・海外立法情報課)

## 【アメリカ】エイズ撲滅世界計画再授權法成立

エイズ撲滅世界計画はブッシュ大統領主導のもので、大統領は再授權法の成立を切望していた。外交的利点もあり超党派支持の得やすい案だったが、イラク戦費超過や国内エイズ患者増加への不十分な対応が指摘される中、他国への援助計画に多大な予算を割くべきか否かについて、また、エイズ撲滅の手法に関して宗教的対立が存在する等、議論の分かれる条項も存在した。最終的には、今後5年にわたり500億ドルの予算が認められ、内480億ドルはエイズ撲滅世界計画に支出され(10%はエイズ孤児対策)、20億ドルはネイティブアメリカンの公衆衛生問題に利用されることとなった。従前からの禁欲教育に計画予算の3分の1を当てるという規定とHIV感染者のアメリカ入国を禁止する規定は削除された。200万人の世界のエイズ患者への治療、1200万人の感染の防止が目標とされている。また、良心条項を強化し、宗教団体関係者が信仰と相容れないエイズ防止方法や治療への参加を拒否できるようにした。この法律は2008年7月30日に成立した(P.L.110-293)。

(井樋 三枝子・海外立法情報課)

## 【EU】食品安全のための残留農薬の規制に関する新規則の発効

欧州委員会は、2008年9月1日より、食品の安全性の強化を目的に、食品中の残留農薬について、新しい基準についての規則を施行した(Regulation(EC)No.149/2008)。これは、食品中の残留農薬の規制値を定めた規則(Regulation(EC)No.396/2005)を改正したものである。これまで、EUにより規制の対象となる農薬と、各国が独自に規制対象としてきた農薬とが混在し、混乱の原因となっていたが、この度の改正により、各国レベルの規制が廃止され、EU27か国において、およそ1,100種の農薬が一律の規制の下に置かれる。特に、新基準は、新生児や子供など、被害を受けやすい消費者に考慮したとされている。欧州委員会は、今後、消費者の健康被害のリスクが大きく減少するとともに、生鮮食料品、加工食品の貿易・流通もスムーズに行われると期待しているが、加盟各国が新規則を遵守するよう、しっかりと監視も行っていく考えである。

(萩原 愛一・海外立法情報調査室)

## 【イギリス】2008年規制施行及び制裁法

2008年規制施行及び制裁法（Regulatory Enforcement and Sanctions Act 2008 (c.13)）が、2008年7月21日に成立した。イギリスにおいては消費者保護、環境保護にかかる規制検査の80%は地方自治体の管轄であるが、重複するデータ収集、一貫性の欠けた施行等の問題が指摘されていた。この法律は、自治体の規制業務を補助する政府所有会社であった地方規制向上局を外郭公共団体に昇格させ、規制を必要に応じて限定的に、かつ透明性の高い方法で施行するという原則を自治体に指導する権限を付与する。また、地方規制向上局は企業に対して主要規制当局を指定し、複数の自治体にまたがる企業が、一貫した規制を受ける枠組を設定することができる。それらに加えて、従来、規制違反に対しては、規制当局が採れる手段が刑事訴追に限定されていたが、今後は罰金、コンプライアンス通知、復旧通知等の簡易な制裁を加えることを可能とする。

（岡久 慶・海外立法情報課）

## 【イギリス】移民の点数評価制度第2階層の導入

2008年に入ってから漸次導入されている移民の点数評価制度は、欧州経済領域外からの移民を階層化し、その中で点数評価をした上で、長期の滞留を許可するという制度である。2008年11月には従来の就労許可に代わる技能移民枠である第2階層導入が予定されており、9月8日に移民諮問委員会は労働力不足の職業リストを発表した。このリストに該当しない職種は、必要点数を獲得することが非常に困難となる。7月に英国国境庁は、不足労働者数を100万と計算していたが、委員会はこれを70万に減らした。特に削減対象となった職業枠は医者、看護師、介護士、理数系以外の中等教育の教師等で、逆に建築監督、土木工学の専門家等が優遇される形となっている。10月には内務省が労働力不足の職業リストの最終版を発表する予定だが、委員会の勧告から大きく逸脱する可能性は低いと考えられる。第2階層移民の数は、年間で3～7万減少すると目されている。

（岡久 慶・海外立法情報課）

## 【イギリス】エネルギー総合政策の発表

2008年9月11日、ブラウン首相は、イギリスの全家屋を2020年までに断熱化する家庭エネルギー節約プログラムを発表した。この計画において、政府は10億ポンドを支出し、エネルギー会社から約9億ポンドを徴収し（立法措置が必要）、既にこれらの会社が3年越しで支出すると義務付けられている28億ポンドと併せた予算を計上する。予算は、住宅所有者が屋根裏、中空壁等の断熱処理工事を行う費用を最低50%減額することを目的とした、炭酸ガス排出削減目標計画等に充てられることとなる。政府は、今回のプログラムによって200万世帯がその恩恵に与ると予想しており、上述の断熱処理に加え、エネルギー効率の高い電球等を導入することで、1世帯につき年間300ポンドの光熱費削減ができると見積もっている。しかしながら、発電事業者を始めとするエネルギー業界は、負担を強いられることに反発しており、電気料金を値上げせざるをえないと訴えている。

（岡久 慶・海外立法情報課）

## 【フランス】 求職者の権利及び義務に関する法律の制定

求職者の権利及び義務に関する 2008 年 8 月 1 日の法律第 2008-758 号が制定された。これは、フランス版のフレキシキュリティ（Flexibility と Security の造語）法制であり、解雇等を含めた柔軟な労働市場の形成と失業時の手厚く充実したケアの確立を同時に行おうとするものである。同法の柱は、以下の 2 点である。第 1 に、求職者の権利についてである。公的就職斡旋所は、求職者の職業的キャリア、専門知識・能力、期待する賃金、及び住所等を厳密に考慮した上で、適当と考えられる斡旋先を提示する。この斡旋に応じた場合には、失業期間が 3 か月以内であれば、前職の賃金の少なくとも 95%、同じく 6 か月以内であれば、85%の賃金が支払われることが保障される。第 2 に、求職者の義務についてである。求職者は、原則的に、この斡旋を 2 回以上拒絶することはできない。拒絶した場合には、就職斡旋所の斡旋リストから外されることになる。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

## 【フランス】 公文書のアーカイブに関する法律の制定

公文書のアーカイブに関する 2008 年 7 月 15 日の法律第 2008-696 号が制定された。同法は、研究者や市民からの公文書開示要求と公文書保管との調和を目的とするものである。同法の柱は、以下の 4 点である。(1)公文書を 30 年間は公開しないとするこれまでの原則を変更し、公開までの期間を公文書の種類によって分ける。例えば、政府の機密に触れる文書等は 25 年、国防や外交の機密に触れる文書等は 50 年、警察等により得られた個人の秘密にかかわる文書は 75 年、その個人が未成年であった場合には 100 年というように定められた。(2)さまざまな行政文書等の中から重要なものを選別し、それを公文書館に移管するための法的根拠を明確化する。(3)公文書を保管せずに廃棄した場合に科せられる罰則の種類を増やし、厳格化する。(4)特に電子媒体の公文書について、私的機関がアーカイブすることを法的に許可する。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

## 【フランス】 経済の現代化法の制定

経済の現代化に係る 2008 年 8 月 4 日の法律第 2008-776 号が制定された。同法は、フランス経済の規制緩和を行い、国民の購買力を向上させることを目的とするものである。フランス政府は、同法の施行により、GDP の 0.3%の増加及び 5 万人の新規雇用の開拓を目指している。当該法律の柱は、以下の 3 点である。(1)商業分野で売上げ 76,000 ユーロ以下（約 1,300 万円以下）及びサービス業分野で 27,000 ユーロ以下（約 460 万円以下）の自営業者につき、事業の創設や税金納入の諸手続きを簡素化する。(2)商品の販売競争を強化するために、納入業者と販売業者との間で商品の値段を決定する際の自由度を高める。同時に、激しい価格競争の中で、小売店等が大企業等に過剰に圧迫されないように監視措置を講ずる。(3)フランス経済の魅力を高めるために情報通信分野に力を入れる。また、外国人の会社幹部の滞在手続きを簡略化するなどして、海外企業のフランスへの誘致を進める。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

## 【ドイツ】 2州の非喫煙者保護法に連邦憲法裁の違憲判決

2008年7月30日、連邦憲法裁判所は、飲食店における喫煙を禁止したバーデン・ヴュルテンベルク州及びベルリン州の「非喫煙者保護法」の規定が、職業活動の自由を保障した基本法第12条第1項等に違反するとの判決を下し、両州の立法者に対し、2009年12月31日までに合憲的な規定を置くことを義務づけた。これらの法律は、飲食店における喫煙を禁止し、完全に分離された別のスペースが用意できる場合に限り、喫煙場所の設置を例外的に認めたものである。判決は、国民の健康を守るための喫煙の規制方法の選択について、立法者に大幅な裁量権を認め、例外のない喫煙禁止という手段の選択も可とするが、立法者がひとたび飲食店経営者等の利益を考慮して例外を認める規制手段を選択した場合には、喫煙スペースを用意できない小飲食店、特に客層の多くが喫煙者である居酒屋的性格を有するものに対して法の遵守を要求することは、期待可能な範囲を超えると指摘している。

(山口 和人・海外立法情報課)

## 【ドイツ】 少年刑法による有罪判決に際しての事後的保安監置の導入

少年刑法によって有罪判決を受けた者が、刑期満了後も重大犯罪を犯す危険性がある場合に、少年裁判所の命令により保安監置を行うことを可能とした少年裁判所法第7条等の改正法が2008年7月11日に公布され翌日施行された。近年、重大犯罪のゆえに数年にわたる少年刑に服役した者が依然として著しい危険性を有する事例がみられることを立法理由とする。生命、身体若しくは性的自己決定に対する重大犯罪、又は致死の結果を伴う強盗若しくは恐喝を犯し、当該行為によって被害者が重大な精神的若しくは肉体的損害を受け、又はその危険に陥った場合で、当該行為に7年以上の少年刑が科された後、刑の執行を終わる前に当該受刑者の公共に対する著しい危険性を示す事実が明らかになったとき、少年裁判所は、当該人物、その行為及び少年刑の執行中における推移を含めた総合的評価に基づいて、同種の犯行が行われることが高い蓋然性で予想される場合に、事後的に保安監置を命ずることができることとされている。

(山口 和人・海外立法情報課)

## 【イタリア】 移民への選挙権付与をめぐる下院議長発言の波紋

2008年9月初め、与党の一角を占める国民同盟のリーダーである下院議長のジャンフランコ・フィーニは、野党である民主党のフェスティバルに招かれた席上で、移民に対して州、県、コムーネなどの地方レベルの選挙への参加を可能とする選挙権を与えることに合意するとの発言を行ったため、与党内に波紋が巻き起こった。真っ先に反対の意見を表明したのは、移民に対して強硬な姿勢をとる北部同盟出身のマローニ内務大臣である。さらに、当の国民同盟でも、現在ナンバー2の地位にあるデ・ルッサ国防大臣は、「移民への選挙権付与は党の優先課題ではなく、フィーニ議長の個人的見解」と述べた。ベルルスコーニ首相も、選挙公約にはないとして、退ける姿勢を示した。フィーニ議長は、2003年、前ベルルスコーニ政権の副首相であったときにも、移民に対しては、義務を課すだけでなく、権利も与えるべきであるとの持論を明らかにしていた。

(萩原 愛一・海外立法情報調査室)

## 【イタリア】50年ぶりの売春取締法案

2008年9月11日の閣議において、マウラ・カファールニャ機会均等大臣より、売春取締りの法案が提出され、了承された。売春取締り関連では、売春宿を禁止した1958年のメルリン法制定以来50年ぶりの立法となる。新たな法案では、路上、公園、その他公共の場での客引き行為は違法とされ、客ともども、禁固刑及び罰金刑の対象となる。また、売春などの性的搾取を目的とする犯罪組織の取締りは厳しくなる。未成年者に売春させる者に対しても、法の眼を光らせる。売春を行った外国人の未成年者については、出身国への送還などの措置が定められる。この法案では、売春行為そのものが違法となるわけではないので、むしろ、売春を建物の奥の方に隠し、ますます治安当局の眼の届かない場での性的搾取を助長するのではないかという懸念も出ている。人権団体等からは、取締りだけでなく、性的搾取の犠牲者の権利保護や社会統合も合わせて考えるべきとの声が聴かれる。

(萩原 愛一・海外立法情報調査室)

## 【ロシア】年金支給額の引き上げ

2008年7月28日、ドロズドフ・ロシア連邦年金基金所長は、同年8月1日からの年金支給額引き上げに対する準備が整った旨を大統領に報告した。年金制度の中核をなす労働年金は、基礎部分、保険部分、積立部分の三本柱からなり、今回支給額の引き上げが行われるのは、基礎部分に関して15%、保険部分に関して8%である。また、国家に対し特別な貢献をした市民に、1度限りであるが追加支給が行われる見通しが示された。これに関連し、メドベージェフ大統領は、年金貯蓄についてはとくに詳細な説明を行うよう注意を促した。年金貯蓄に関する法律(連邦法第151-Φ3号「2008年度並びに2009年度及び2010年度の計画期間におけるロシア連邦年金基金予算について」、連邦法第56-Φ3号「労働年金の貯蓄部分に対する追加保険料及び年金貯蓄への国家援助について」)は2008年10月1日から一部施行されるが、全体としては2009年1月1日からになる。

(津田 憂子・海外立法情報課)

## 【ロシア】退役軍人に対する住居保障

メドベージェフ大統領は2008年5月7日に、大統領令第714号「大祖国戦争(1941年～1945年)の退役軍人の住居保障について」に署名した。同令は、居住条件の改善が必要な大祖国戦争に従軍した退役軍人に対して、その住居保障を2010年5月1日まで行うことを定めるものである。それに関連した連邦法第153-Φ3「連邦法『退役軍人について』第4条及び第23-2条の変更について」が、下院では7月5日に、上院では7月11日に可決された。改正法は主として次の2点を明確化した。第一に、大祖国戦争による身体障害者、大祖国戦争に最低6か月間従軍した兵士、大祖国戦争中に防空施設に勤務した労働者などの支援対象者に対しては、1人当たり居住総面積22m<sup>2</sup>の住居保障を無料で行う。第二に、大祖国戦争以外の軍事行動による身体障害者に対しては、1人当たり居住総面積18m<sup>2</sup>の住居保障を無料で行う。住居保障には2008年度予算内で約90億ルーブル(約371億円)が当てられる。

(津田 憂子・海外立法情報課)

## 【ロシア】環境調査に対する法改正

連邦法「環境調査について」は、1995年の成立以降現在に至るまで改正が繰り返されており、メドベージェフ政権発足以後も既に2度改正されている。まず、2008年5月16日付けの連邦法第75-Φ3における一部改正では、特別自然保護区域における施設の建設と修復作業が環境に及ぼす影響の調査及び調査それ自体の手續に関する規定が具体化された。2度目の改正は、下院での審議及び可決を経て、7月18日に「連邦法『環境調査について』の変更について」が上院で可決されたことにより実現した。この改正法では、社会環境調査を実施する場合に、社会団体が届け出る申請書に記載される項目について、「法的住所」だけでなく「所在する住所」も列挙することが義務付けられた。また、6月24日付けの連邦法第93-Φ3「連邦法『環境保全について』第64条の変更について」により、連邦と地方の環境調査に対する権限区分が明確化された。

(津田 憂子・海外立法情報課)

## 【韓国】定期国会の開会

2008年9月1日、李明博大統領就任後初の定期国会（常会）が開会した。会期は12月10日までの100日間である。5月の第18代国会開始後、BSE騒動により国会はほとんど機能していなかったが、ようやく国政審議に入ることになる。今国会の主要争点は、韓米FTA 批准、企業規制の緩和等の経済政策、2007年に憲法裁判所により違憲決定が出された在外国民参政権に関する公職選挙法等関連法の改正である。規制緩和では、特に従業員の犯罪について法人にも責任を問う「両罰規定」について、最近の同規定適用事例の急増が企業活動の足かせになっているとの指摘から、法人側に過失があったときのみ責任を追究するよう数百にわたる関連法律を改正する予定である。今国会の最優先課題としては、世論調査によれば53%が雇用安定や各種の年金・保険制度等の福祉制度の強化を、19%が規制緩和のための各種法整備を、8%が南北関係改善のための基盤整備を挙げている。

(白井 京・海外立法情報課)

## 【韓国】憲法改正をめぐる論争

韓国では、1987年の民主化時に大統領直接選挙制と憲法裁判所の設立を骨子とする9回目の憲法改正を行って以降、改憲はなされていない。その時々々の権力者の必要に応じて恣意的に改憲してきた反省から、憲法改正についての言及が避けられてきたのである。しかし現在、第18代国会での課題の一つとして、改憲が浮上している。最大の論点となっているのは、統治構造の変革である。現行の大統領5年単任制は、政権交替時の混乱や、任期後半のレイムダック現象が問題として指摘されており、大統領4年重任制への変更や、議院内閣制の導入が主張されている。また現行憲法では、韓国が朝鮮半島において正統性を有する唯一の合法国家であり、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は「韓国の領土を不法に占拠する団体」と定義されている。そのため、この条項を改正し北朝鮮の国家的実体を認めるべきという論者がいる一方で、それを警戒する論者もいる。

(白井 京・海外立法情報課)

## 【韓国】情報通信網法改正案の立法予告

韓国放送通信委員会は2008年9月1日、情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律の全面改正法案を立法予告した。立法予告とは、法案内容について予め国民の意見を求める制度である。同法案は、「位置情報の保護及び利用等に関する法律」と「情報化促進基本法」の一部関連条項を統合する一方、頻発する個人情報流出・ネット上の悪質な書き込み・違法コンテンツ流通の予防や、利用者の保護についての措置を整備することで、健全なインターネット利用環境を作ることを目的としている。主な内容としては、個人情報流出が発生した際の報告の義務化、ネット上の悪質な書き込みについて削除要請があったにもかかわらず業者が応じない場合の過料賦課、違法コンテンツの流通についてウェブサイト運営業者に対するモニタリングの義務付け等である。その他、改正案で定める様々な措置は、実際に起きた事件を踏まえて既存法の不備を補完するものといえる。

(白井 京・海外立法情報課)

## 【中国】民用建築物エネルギー節約条例

民用建築物とは、住居、国家機関、商業、サービス業、教育、衛生等に関連する建築物を指し、これら建築物の使用上の機能及び室内環境の水準を保障した上で、建物使用におけるエネルギー消費量の減少を図ることを目的とし、2008年10月1日から施行される。工業用建築は、生産コストを低減し利潤を最大化するという企業の自主性と市場原理による調整が可能であるとして、調整対象にはならなかった。新規建築物は、先ず計画段階において、関連基準を満たしていない場合は建築計画許可証が発給されない。その後、設計、建築、竣工の各段階において、使用建築材料、照明・熱供給システム等について検査が実施され、検査に合格しなければ次の工程に進めない。既存建築については、統一的な改造計画を策定し実施すること、住宅については所有者の意向を尊重し、改築・増築等により段階的に改造すると規定されている。

(富窪 高志・海外立法情報調査室)

## 【中国】公共機構におけるエネルギー節約条例

標記条例は、「エネルギー節約法」の第3章第5節「公共機構におけるエネルギー節約」を受けて制定されたもので、2008年10月1日から施行される。公共機構とは、「すべて又は部分的に財政資金を使用する国家機関、事業体及び団体組織」(第2条)とされ、エネルギー節約活動におけるモデルとしての役割が期待されている。公共機構にはエネルギー節約の年次計画と実施法案を策定することが求められる。また、中央及び地方政府のエネルギー節約の主管部門は各公共機構についてエネルギー消費基準値を設定し、各公共機構は消費量が基準値を超えた場合には主管部門に対してその理由を説明しなければならない。その他、空調、照明、エレベーター等について省エネ仕様を規定するほか、大きな社会問題となっている公用車については、「外注化」の推進、公共交通機関や燃料を使用しない自転車等の非自動車の使用が奨励されている。

(富窪 高志・海外立法情報調査室)



## 【中国】 対外請負工事管理条例

中国の対外請負工事売上高の対前年費伸び率は、この数年 20%後半台を維持し、2006年からは 30%台に達し、売上額も 2007 年には初めて 300 億ドルを突破し 406 億ドルとなった。対外工事請負は、中国企業の国際競争力の向上や発展途上国との政治・経済関係の強化に貢献するという肯定的な面だけではなく、資金力、技術力及び管理能力面での問題、また、契約履行意識や安全管理意識の弱さ、さらに工事労働者の権利利益の侵害など、結果として中国の対外的イメージを損なうことも少なくないとされる。2008 年 5 月 7 日の国務院第 8 回常務会議で採択され、同 9 月 1 日から施行される「対外請負工事管理条例」は、工事入札企業の資金力や技術及び安全管理水準等について定めるほか、入札における談合や不当な低価格での入札、贈賄等を禁じ、労働者のための保険加入、緊急事態に対応するための予備金を準備すること等を規定するものである。

(富窪 高志・海外立法情報調査室)

## 【インドネシア】 2009 年総選挙に向けた選挙キャンペーンの始動

インドネシアでは、2009 年 4 月に実施される総選挙（国会、地方代表議会、地方議会）に向けた 9 か月におよぶ選挙キャンペーンが 2008 年 7 月 14 日から開始された。「2008 年改正選挙法」に基づき、7 月 7 日、総選挙委員会は、資格審査の結果、同選挙への立候補を認める 34 政党を発表した。1998 年のスハルト大統領退陣後の 1999 年総選挙は 48 政党、前回の 2004 年総選挙は 24 政党によって争われた。今回、国会に議席を有する 16 政党（ゴルカル党、闘争民主党、開発統一党、民主主義者党、国民信託党、民族覚醒党、福祉社会党等）のほか、全国 33 州のうち 3 分の 2 以上の州に支部を有する「全国政党」である 18 政党の立候補が認められた。また、「2006 年アチェ統治法」に基づき、自治政府下にあり、同州における「地方政党」の設立が認められているアチェ州では、独立派武装組織であった「自由アチェ運動」（GAM）が結成したアチェ党を含む 6 政党の立候補が認められた。

(遠藤 聡・海外立法情報課)

## 【シンガポール】 技能開発課徴金法の改正－職業技能訓練制度の拡充

2008 年 8 月 26 日、シンガポール議会で、「技能開発課徴金法改正法案」が可決された。同法は、10 月 1 日に施行される。シンガポールでは、人材省（MOM）管轄下のシンガポール労働力開発局（WDA）が技能開発基金（SDF）を通して労働者の職業技能訓練のための財政的支援を行っている。その財源には、主として雇用主から徴収する技能開発課徴金（Skills Development Levy）が充当される。これまでは、課徴金賦課対象者は月給 2,000 シンガポールドル（約 15 万円）以下の被雇用者であり、課徴率は 1%、最少負担金は 2 シンガポールドル（約 150 円）であった。今回の法改正により、最少負担金は変わらないものの、課徴率が 0.25%に縮小される一方で、賦課対象者が月給 4,500 シンガポールドル（約 34 万円）以下の被雇用者へと変更された。職業技能訓練制度の対象者が、非熟練労働者から、高学歴者・専門職者・熟練労働者を含む多くの被雇用者に拡充されたといえる。

(遠藤 聡・海外立法情報課)

## 【マレーシア】公務員の定年延長と年金支給開始年齢の引上げ

2008年5月29日、マレーシア議会で、「年金法改正法案」及び「法定機関及び地方自治体の年金法改正法案」が可決された。同2法は、7月1日に施行された。今回の法改正により、公務員の定年退職年齢が56歳から58歳に引き上げられるとともに、年金支給開始年齢も56歳から58歳に引き上げられた。2001年に定年退職年齢を55歳から56歳に引き上げて以来の法改正になる。マレーシアの年金制度には、民間企業被雇用者を対象とする「被雇用者積立基金」(EPF)を中核とする拠出型年金制度と、この公務員年金制度がある。「年金法」は公共サービス機関の常勤職員を、「法定機関及び地方自治体の年金法」は法定機関又は地方自治体の常勤従業員を、それぞれの適用対象とする。定年退職年齢については、7月1日前までに、55歳、56歳又は58歳のいずれかを各自が選択することを可能とした。政府は、将来的には公務員の定年を60歳まで延長することを検討している。

(遠藤 聡・海外立法情報課)